

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	26
○土地改良法による国営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	26
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	27
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	27

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (4 件)……………	27
------------------------------	----

告 示

北海道告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、岩見沢市越前東地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和5年11月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年11月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、長沼町南長沼地区2工区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和5年11月20日から20日間、一

般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年11月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第533号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和5年11月17日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 天塩郡豊富町字上サロベツ9796（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 水源の^{かん}涵養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第534号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和5年11月17日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字庫富79の2・730の2・738の1・764の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第535号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 令和5年11月17日 北海道知事 鈴木直道 1 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町字茶志骨521の1（次の図に示す部分に の所在場所 限る。） 2 保安林として指定された目的 霧害の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第536号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。 令和5年11月17日 北海道知事 鈴木直道 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日	道道 桜野野田生停車場線 二海郡八雲町桜野67番1地先から 令和5年11月17日 同郡八雲町桜野67番9地先まで 総合振興局告示及び振興局告示 北海道後志総合振興局告示第16号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年11月17日 北海道後志総合振興局長 猪口浩司 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車（2.6m／3,400 t 級） 1台（ロータリ除雪車1台と交換） 2 落札を決定した日 令和5年10月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社NICHIO (2) 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号 4 落札金額 71,280,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年9月8日付け北海道後志総合振興局告示第14号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道上川総合振興局告示第1035号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和5年11月17日 北海道上川総合振興局長 竹澤孝夫 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車（1.5m／800 t ） 1台 2 随意契約の相手方を決定した日 令和5年10月26日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社NICHIO
(2) 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
- 4 随意契約に係る契約金額
36,850,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道留萌振興局告示第1010号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年11月17日

北海道留萌振興局長 工 藤 公 仁

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 80台分
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和5年11月7日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社栄進堂
(2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号
- 4 随意契約に係る契約金額
290,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地2

北海道釧路総合振興局告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年11月17日

北海道釧路総合振興局長 木 村 英 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
混合塩化物（粒状凍結防止剤）（1キログラム当たりの単価） 812,670キログラム
- 2 落札を決定した日
令和5年10月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社三宝商会
(2) 住 所 釧路市堀川町7番35号
- 4 落札金額
50.50円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年9月12日付け北海道釧路総合振興局告示第11号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 釧路市双葉町6番10号